平成２６年（フ）第９９号
山形市緑町３丁目５番１―201号　東マンション
債務者　齋藤　健司
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
三重県度会郡南伊勢町宿浦1274番地
債務者　奥村　俊巳
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１５６１号
大阪市西成区旭２丁目７番３―104号
債務者　吉岡　竜馬
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１９号
大阪市港区池島３丁目８番１―512号
債務者　西山登美恵
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９６号
大阪府交野市星田２丁目１番５―101号
債務者　松元　智子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９０号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番４―202号、前住所大阪府豊中市長興寺北１丁目４番43―301号
債務者　井上　京子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９６号
大阪府茨木市玉瀬町30番36号　玉瀬ハイツ204号
債務者　宮本まどか
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１５号
大阪市住吉区遠里小野２丁目７番20号　養護老人ホームゆうけいハートフル
債務者　藤田　國男
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２７号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番８―312号
債務者　笠井　清美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７２号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番３―313号
債務者　原田　正行
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８０号
大阪市西成区天下茶屋２丁目16番26号　ツインハイム307号
債務者　西口　圭一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９６号
大阪府寝屋川市音羽町２番12―203号、前住所堺市中区深阪2241番地　グランソシエ堺409号
債務者　本田　千鶴
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１７号
大阪市淀川区木川東１丁目10番16号　三麗ハイツ103号
債務者　大谷　　功
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１８号
大阪市此花区高見１丁目３番33―1101号
債務者　古賀大三郎
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５６号
大阪府東大阪市鴻池本町６番10号　タケダＭＳ305号
債務者　新治　　正
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７９号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ60―401号
債務者　江頭　重晴
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８９号
大阪府寝屋川市池田本町17番38号
債務者　芦田　朝子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部